

疑問 相談

国税通則法

審査請求期間 ～「処分があったことを知った日」の意義～

Q

私がAから不動産を売買によって取得したところ、所轄税務署長は、当該不動産の取得価額が時価より著しく低額であるとして、平成30年4月25日付で贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分（以下、併せて「原処分」）をしました。

原処分に係る通知書は、平成30年4月27日に自宅に配達され、私の妻が受け取りました。

しかしながら、平成30年4月27日から同年5月7日までの間、私は旅行中であり、自宅にはいませんでしたので、私が原処分のあったことを知った日は、旅行から帰った同年5月8日です。

私は、平成30年8月6日に審査請求をしましたが、法定の不服申立期間内に不服申立てがされたといえるのでしょうか？

A

本件の審査請求に係る法定の不服申立期間は、原処分に係る通知書が自宅に配達された日（平成30年4月27日）の翌日から起算して3カ月以内である同年7月27日までとなりますので、本件の審査請求は、法定の不服申立期間を経過した後にされたものとして、「却下」されるものと考えられます。

【解説】

1 不服申立手続等の概要

不服申立ての種類には、再調査の請求と審査請求とがあり、処分の形態によって、再調査の請求と審査請求のいずれかを選択することができるものと、審査請求のみを選択することができるものがあります（通法

75①②⑤）。

このうち、再調査の請求と審査請求のいずれかを選択することができるものについて、再調査の請求を選択した場合の取扱いは、次のとおりです。

- (1) 再調査の請求についての決定があった場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます（通法75③）。
- (2) 再調査の請求をしている者は、次のイ又はロのいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます（通法75④）。

- イ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3カ月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合
- ロ その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

2 不服申立期間

(1) 再調査の請求

イ 主観的不服申立期間

再調査の請求は、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して3カ月を経過したときは、することができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません（通法77①）。

ここにいう「正当な理由があるとき」には、例えば、次の場合がこれに当たります（審通（庁）77-1）。下記(2)イ(イ)及び同ロの「正当な理由があるとき」についても同じです（審通（審）77-1）。

- (イ) 誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示された場合において、その教示された期間内に不服申立てをしたとき
- (ロ) 不服申立人の責めに帰すべからざる事由により、不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合（具体的には、地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合や、火災、交通の途絶等の人為的障害に起因する場合等）

ロ 客観的不服申立期間

再調査の請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません（通法77③）。

ここにいう「処分があった日」とは、原則として、処分に係る書類の送達があった日（公示送達をしたときは、書類の送達があったものとみなされる日）をいいます（審通（庁）77-4）。国税に関する法律に基づく処分に係る通知書その他の書類は、公示送達による場合を除き、郵便又は信書便による送達又は交付送達によりその送達を受けべき者の住所又は居所に送達されますが、送達の効力は、受取人が了知し得る状態に置かれた時、すなわち郵便又は信書便による送達の場合にあっては送達すべき場所に郵便物又は信書便物が到達した時に、交付送達の場合にあっては当該書類が受取人（使用人、同居者その他の受領補助者又は受領代理人を含みます。）に交付され又は送達すべき場所に差し置かれた時に、それぞれ生じ、その後当該書類が返還されても送達の効力に影響を及ぼさないこととされています（審通（庁）77-4(註)）。下記(2)イ(ロ)の「処分があった日」についても同じです（審通（審）77-4）。

また、ここにいう「正当な理由があるとき」に関して、裁判例は、未成年者に対する処分について不服申立期間を経過した後に後見人が選任された場合（新潟地判昭和24年12月28日・

行裁月報追録57頁)、処分の当時海外に居住していたため不服申立てができなかった場合(福島地判昭和29年12月6日・行裁例集5巻12号2831頁)はこれに当たると解しています(志場喜徳郎・荒井勇・山下元利・茂串俊『国税通則法精解(平成28年改訂)』1005ページ(大蔵財務協会、2016))。下記(2)イ(ロ)の「正当な理由があるとき」についても同じです。

(2) 審査請求

イ 再調査の請求を経ないでする審査請求

(イ) 主観的不服申立期間

審査請求(上記1(1)及び(2)の規定による審査請求を除きます。)は、処分があったことを知った日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して3カ月を経過したときは、することができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません(通法77①)。

(ロ) 客観的不服申立期間

この場合の審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません(通法77③)。

ロ 再調査の請求を経てする審査請求

上記1(1)の規定による審査請求は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1カ月を経過したときは、することができません。ただ

し、正当な理由があるときは、この限りではありません(通法77②)。

この場合の審査請求は、いわば「第二審」と位置付けられ、審査請求期間が1カ月と短い点に注意が必要です。

なお、上記1(2)の規定による審査請求については、審査請求期間は規定されていませんので、再調査の請求についての決定があるまでは、いつでも審査請求をすることができるものと考えられます。

3 本件への当てはめ

上記2(2)イ(イ)のとおり、再調査の請求を経ないでする審査請求は、処分があったことを知った日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して3カ月を経過したときは、することができませんが、この「処分に係る通知を受けた」とは、社会通念上、通知を了知できると認められる客観的状态に置かれることをいい、郵便による場合には、郵便物が名あて人の住所等に配達されることがこれに当たると解されます(平成14年12月6日大裁(諸)平14第38号(裁決事例集No.64))。

本件では、「処分に係る通知を受けた」日は、通知書が自宅に配達された日である平成30年4月27日となりますので、同年8月6日にされた本件の審査請求は、法定の不服申立期間を経過した後に行われた不適法なものであると考えられます。

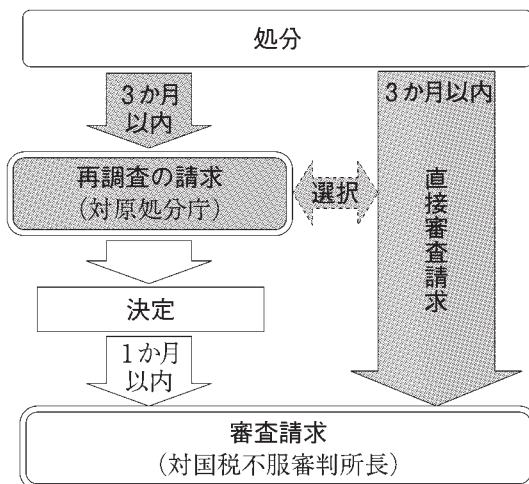
なお、旅行中のため通知書の存在を知るのが遅れたという事情は、宥恕規定(通法77①ただし書)にいう「正当な理由」にも該当しないと考えられます。

4 参考

民事の判例でも、「隔地者に対する意思表示は、相手方に到達することによってその効力を生ずるものであるところ（民法97①）、右にいう『到達』とは、意思表示を記載した書面が相手方によって直接受領

され、又は了知されることを要するものではなく、これが相手方の了知可能な状態に置かれることをもって足りる」とされています（最一小判平成10年6月11日・民集第52巻4号1034頁）。

【不服申立期間】



(出典：財務省ホームページ「平成26年度税制改正の解説」1124頁を一部加工)

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません

《デロイト トーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

パートナー 山川博樹 マネジャー 梅本淳久》